

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月 5 日

【会社名】 TOPPANホールディングス株式会社

【英訳名】 TOPPAN Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 磨 秀晴

【本店の所在の場所】 東京都台東区台東一丁目 5 番 1 号

【電話番号】 03(3835)5111(大代表)

(上記は登記上の本店所在地で実質的な本社業務は下記で行っております。)

【事務連絡者氏名】 資金部長 弓本 みな子

【最寄りの連絡場所】 (本社事務所)

東京都文京区水道一丁目 3 番 3 号

【電話番号】 03(3835)5666

【事務連絡者氏名】 資金部長 弓本 みな子

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

第10回無担保社債(3年債)	30,000百万円
第11回無担保社債(5年債)	20,000百万円
第12回無担保社債(7年債)	30,000百万円
計	80,000百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	2025年 8 月25日
効力発生日	2025年 9 月 2 日
有効期限	2027年 9 月 1 日
発行登録番号	7 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 200,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )内は発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 200,000百万円  
(200,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )内は発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 TOPPANホールディングス株式会社本社事務所  
(東京都文京区水道一丁目3番3号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債(短期社債を除く。)(3年債)】

銘柄	TOPPANホールディングス株式会社第10回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金30,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金30,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.404%
利払日	毎年6月12日および12月12日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、2026年6月12日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月12日および12月12日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は利息を付けない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記((注)第10項「元利金の支払」)記載のとおり。</p>
償還期限	2028年12月12日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円。</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2028年12月12日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められている場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記((注)第10項「元利金の支払」)記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2025年12月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2025年12月12日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第11回無担保社債(社債間限定同順位特約付)および第12回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)に担保を提供する場合(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。)には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定しなければならない。(したがって、本社債は、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第11回無担保社債(社債間限定同順位特約付)および第12回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)以外の債権に対しては劣後することがある。)</p> <p>2. 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて別記(注)第4項に定める方法により公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下、R & Iという。)からAA-(ダブルAマイナス)の信用格付を2025年12月5日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

## 2. 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、社債等振替法という。)の規定の適用を受け、上記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

## 3. 期限の利益の喪失に関する特約

当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、直ちに本社債総額について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が上記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が上記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反し、7日を経過してもこれを履行できないとき。
- (3) 当社が上記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違反したとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または株主総会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
4. 社債権者に通知する場合の公告の方法  
本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、当社の定款に定める方法ならびに東京都および大阪市で発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)に掲載することにより、これを行う。
5. 社債要項の公示  
当社は、その本社事務所に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
6. 社債要項の変更  
(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)第11項を除く。)の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。  
(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
7. 社債権者集会に関する事項  
(1) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下、本種類の社債という。)の社債権者集会は、本種類の社債の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の少なくとも3週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を本(注)第4項に定める方法により公告する。  
(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。  
(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
8. 社債の管理  
本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な行為を行う。
9. 費用の負担  
以下に定める費用は当社の負担とする。  
(1) 本(注)第4項に定める公告に関する費用  
(2) 本(注)第7項に定める社債権者集会に関する費用
10. 元利金の支払  
本社債にかかる元利金は、社債等振替法および上記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。
11. 財務代理人、発行代理人および支払代理人  
株式会社三菱UFJ銀行

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託(3年債)】

## (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	14,700	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は総額6,250万円とする。
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	4,800	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	4,800	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,100	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,100	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,500	
計	-	30,000	

## (2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3 【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

銘柄	TOPPANホールディングス株式会社第11回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.681%
利払日	毎年6月12日および12月12日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、2026年6月12日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月12日および12月12日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当るときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は利息を付けない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記((注)第10項「元利金の支払」)記載のとおり。</p>
償還期限	2030年12月12日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円。</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2030年12月12日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債を償還すべき日が銀行休業日に当るときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められている場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記((注)第10項「元利金の支払」)記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2025年12月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2025年12月12日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第10回無担保社債(社債間限定同順位特約付)および第12回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)に担保を提供する場合(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。)には、本社債のために担付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定しなければならない。(したがって、本社債は、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第10回無担保社債(社債間限定同順位特約付)および第12回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)以外の債権に対しては劣後することがある。)</p> <p>2. 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担付社債信託法第41条第4項の規定に準じて別記(注)第4項に定める方法により公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下、R & Iという。)からAA-(ダブルAマイナス)の信用格付を2025年12月5日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

## 2. 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、社債等振替法という。)の規定の適用を受け、上記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

## 3. 期限の利益の喪失に関する特約

当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、直ちに本社債総額について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が上記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が上記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反し、7日を経過してもこれを履行できないとき。
- (3) 当社が上記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違反したとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または株主総会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。



- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
4. 社債権者に通知する場合の公告の方法  
本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、当社の定款に定める方法ならびに東京都および大阪市で発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)に掲載することにより、これを行う。
5. 社債要項の公示  
当社は、その本社事務所に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
6. 社債要項の変更  
(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)第11項を除く。)の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。  
(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
7. 社債権者集会に関する事項  
(1) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下、本種類の社債という。)の社債権者集会は、本種類の社債の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の少なくとも3週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を本(注)第4項に定める方法により公告する。  
(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。  
(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
8. 社債の管理  
本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な行為を行う。
9. 費用の負担  
以下に定める費用は当社の負担とする。  
(1) 本(注)第4項に定める公告に関する費用  
(2) 本(注)第7項に定める社債権者集会に関する費用
10. 元利金の支払  
本社債にかかる元利金は、社債等振替法および上記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。
11. 財務代理人、発行代理人および支払代理人  
株式会社三菱UFJ銀行

## 4 【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

## (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	9,800	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金27.5銭とする。
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,200	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	3,200	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,400	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,400	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,000	
計	-	20,000	

## (2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 5 【新規発行社債(短期社債を除く。)(7年債)】

銘柄	TOPPANホールディングス株式会社第12回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金30,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金30,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年2.039%
利払日	毎年6月12日および12月12日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、2026年6月12日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月12日および12月12日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当るときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は利息を付けない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記((注)第10項「元利金の支払」)記載のとおり。</p>
償還期限	2032年12月10日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円。</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2032年12月10日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債を償還すべき日が銀行休業日に当るときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められている場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記((注)第10項「元利金の支払」)記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2025年12月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2025年12月12日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第10回無担保社債(社債間限定同順位特約付)および第11回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)に担保を提供する場合(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。)には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定しなければならない。(したがって、本社債は、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第10回無担保社債(社債間限定同順位特約付)および第11回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)以外の債権に対しては劣後することがある。)</p> <p>2. 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて別記(注)第4項に定める方法により公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下、R & Iという。)からAA-(ダブルAマイナス)の信用格付を2025年12月5日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

## 2. 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、社債等振替法という。)の規定の適用を受け、上記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

## 3. 期限の利益の喪失に関する特約

当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、直ちに本社債総額について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が上記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が上記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反し、7日を経過してもこれを履行できないとき。
- (3) 当社が上記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違反したとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または株主総会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
4. 社債権者に通知する場合の公告の方法  
本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、当社の定款に定める方法ならびに東京都および大阪市で発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)に掲載することにより、これを行う。
5. 社債要項の公示  
当社は、その本社事務所に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
6. 社債要項の変更  
(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)第11項を除く。)の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。  
(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
7. 社債権者集会に関する事項  
(1) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下、本種類の社債という。)の社債権者集会は、本種類の社債の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の少なくとも3週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を本(注)第4項に定める方法により公告する。  
(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。  
(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
8. 社債の管理  
本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な行為を行う。
9. 費用の負担  
以下に定める費用は当社の負担とする。  
(1) 本(注)第4項に定める公告に関する費用  
(2) 本(注)第7項に定める社債権者集会に関する費用
10. 元利金の支払  
本社債にかかる元利金は、社債等振替法および上記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。
11. 財務代理人、発行代理人および支払代理人  
株式会社三菱UFJ銀行

## 6 【社債の引受け及び社債管理の委託(7年債)】

## (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	14,700	1. 引受人は本社債の 全額につき、共同 して買取引受を行 う。 2. 本社債の引受手数 料は総額9,250万円 とする。
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	4,800	
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	4,800	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,100	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,100	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,500	
計	-	30,000	

## (2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 7 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
80,000	270	79,730

(注) 上記金額は第10回無担保社債(社債間限定同順位特約付)、第11回無担保社債(社債間限定同順位特約付)および第12回無担保社債(社債間限定同順位特約付)の合計金額であります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額79,730百万円は、全額を2025年12月末までに借入金返済資金に充当する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第179期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)2025年6月26日関東財務局長に提出

#### 2 【半期報告書】

事業年度 第180期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)2025年11月14日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2025年12月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

#### 4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2025年12月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下、有価証券報告書等という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2025年12月5日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち、参照書類としての有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (1) サステナビリティ共通 指標と目標」に記載された2025年度の営業利益及び営業利益構成の計画値は、当該有価証券報告書提出時点のものであり、本発行登録追補書類提出日(2025年12月5日)現在の予想とは異なっております。

当該事項を除き、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日(2025年12月5日)現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

なお、当該将来に関する事項については、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

TOPPANホールディングス株式会社本社事務所

(東京都文京区水道一丁目3番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。